

経済財政改革の基本方針 2008

(原案)

平成 20 年 6 月 23 日

(一部調整中)

経済財政改革の基本方針 2008

(目次)

第1章 日本経済の課題と改革の視点

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略
 - I 全員参加経済戦略
 - II グローバル戦略
 - III 革新的技術創造戦略
2. 地域活性化
 - (1) 地方再生
 - (2) 農林水産業
 - (3) 中小企業

第3章 低炭素社会の構築

1. 低炭素社会構築のための行動計画
2. 持続可能なライフスタイル

第4章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換
 - (1) 地方分権改革
 - (2) 生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）
 - (3) 政府機能見直しプログラム～ムダ・ゼロの実現～
2. 道路特定財源の一般財源化
3. 歳出・歳入一体改革の推進
4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項）

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等
2. 未来を切り拓く教育
3. 良好な治安と災害に強い社会の実現等
4. 資源・エネルギーの安定供給
5. 食料の安定供給と食の安全の確保

第6章 平成21年度予算の基本的考え方

1. 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方
2. 平成21年度予算の方向

(別紙) 戦略実行プログラム

(別表) 2010年に向けたEPA工程表

第3章 低炭素社会の構築

京都議定書約束期間が始まり、地球温暖化問題への対処が人類共通の重要課題となる中、環境・エネルギー分野の進んだ技術等、日本の「環境力」を発揮し、積極的な外交を通じて、地球環境と共生する低炭素社会づくりを国内外で加速する。

1. 低炭素社会構築のための行動計画

【改革のポイント】

1. 低炭素社会に向け、我が国の行動計画を平成20年7月中に策定する。
2. 京都議定書削減目標の確実な達成のため、取組を加速する。
3. ポスト京都議定書の枠組み構築に向け、イニシアティブを発揮する。

【具体的手段】

(1) 低炭素社会の構築に向けた行動計画の策定

京都議定書目標の確実な達成はもとより、「2050年半減」という世界の目標の実現に向け、我が国の長期目標として2050年までに60～80%の削減を掲げ、世界に先駆けて低炭素社会へ転換する。このため、『低炭素社会・日本』をめざして¹⁷⁾に示された革新的な技術開発や、排出削減に対する経済的インセンティブを付与すること等について、我が国として共有すべき姿と、そこに至る道程を、平成20年7月中に行動計画として示す。

(2) 京都議定書目標の確実な達成

- ・ 京都議定書約束期間（2008～2012年）の毎年度、強化・追加が必要な施策の検討を行いつつ、「京都議定書目標達成計画」¹⁸⁾に基づく取組を加速する。
- ・ CO₂に取引価格を付け市場メカニズムを活用し技術開発や削減努力を誘導していく手法の一つである国内排出量取引制度については、平成20年秋、多くの業種・企業の参加を得て国内統合市場の試行的実施を開始する。これも踏まえ、実需に基づく健全な市場を作るため、国際動向も注視し、本格導入する場合に必要となる条件、制度設計上の課題等を明らかにする。
- ・ 新たな規制・施策や予算措置については、環境への負荷についても検討を加える等、低炭素社会に向けて政策横断的に取り組む。
- ・ 安全性を一層高め、主要利用国並の設備利用率を目指す等、原子力発電を推進するとともに、核燃料サイクルの確立に向けて取り組む。
- ・ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた森林の整備・保全等の森林吸収源対策を加速化する。

¹⁷⁾ 『低炭素社会・日本』をめざして」（平成20年6月9日）（平成20年6月16日）

¹⁸⁾ 「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）

(3) ポスト京都議定書の枠組みづくりにおけるイニシアティブの発揮

- ・平成 21 年の C O P¹⁹15 での、米・中・印等全ての主要排出国が参加する衡平で実効ある次期枠組みについての合意を目指す。このため、「クールアース 50」²⁰、「クールアース推進構想」²¹を早急に推進し、G 8 北海道洞爺湖サミットはもとより、気候変動枠組条約の下での国際交渉等においてイニシアティブを発揮する。
- ・今後 10～20 年での世界全体の温室効果ガスのピークアウトを実現するため、主要排出国とともに、国別総量目標を掲げて取り組む。このため、セクター別に削減可能量を積み上げる方式、世界全体の必要削減量との整合性の取り方について、各国の理解を促進し、平成 20 年の C O P14 において削減可能量の分析作業の報告を行うよう働きかける。基準年に係る論点も含め、国別総量目標設定の共通の方法論を確立するとともに、平成 21 年の然るべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。
- ・セクター毎の技術移転等の協力を強化する「協力的セクター別アプローチ」について途上国を含め理解を形成するとともに、国際社会が協調し革新技術の開発を進める「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」の実現を目指す。
- ・5年間で 100 億ドル規模の「クールアース・パートナーシップ」や最大 12 億ドルを拠出する新たな多国間基金により途上国の気候変動緩和・適応対策を支援する。また、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を実施する。
- ・気候変動と社会・経済との相互関係等についての先進的研究や、低炭素社会研究にかかわる機関による国際ネットワーク設立、気候変動とその影響等把握のための全球の観測・監視体制の強化に取り組む。
- ・アジアにおける低炭素型・低公害型の経済活動の普及等を目指し、「クリーンアジア・イニシアティブ」等を具体化する。
- ・国際海運からの C O₂削減に係る枠組みづくりを先導すべく、船舶実燃費指標の開発・国際標準化、技術者の人材育成等を行う。
- ・途上国の森林減少・劣化を防ぐ違法伐採対策等に国際的に貢献する。

2. 持続可能なライフスタイル

【改革のポイント】

国民の抜本的な意識改革を図るとともに、地域の力をいかし、国全体・社会全体で総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、「環境モデル都市」、「200 年住宅」など、生活や社会の在り方の変革を促す対策を強化する。

¹⁹ 気候変動枠組条約締約国会議

²⁰ 「クールアース 50」(平成 19 年 5 月 24 日)

²¹ 「クールアース推進構想」(平成 20 年 1 月 26 日)

【具体的手段】

- ・平成 20 年 7 月に、低炭素社会の先行事例となる都市・地域を「環境モデル都市」として選定し、提案実現に向け新たな制度的対応も含む支援等を行うとともに、他地域へ波及させていく。都市機能の集約等を通じた環境負荷の小さいまちづくりを行う。安全に通行できる自転車通行環境づくりを行う。
- ・ストック型社会に向け、環境負荷の低減等に資する「200 年住宅」の普及のため、履歴情報の充実など既存住宅流通市場の整備、税制優遇等により供給・流通等を支援する。
- ・P F I など民間知見を活用し、「霞が関低炭素社会」構想を実現する。
- ・オフィスや家庭における新エネ導入や省エネ推進のため、経済的支援や規制措置等を充実する（太陽光パネル、断熱壁や二重窓、省エネ機器、次世代自動車等）。また、税制のグリーン化を進める。太陽光発電については、世界の座を再び獲得することを目指し、2020 年までに 10 倍、2030 年に 40 倍を導入量の目標とする。
- ・食料と競合しない稲わら、間伐材等の未利用資源などバイオマスの利用・供給等を進める。
- ・製品の製造・使用等に伴うCO₂排出の「見える化」を進めるため、カーボン・フットプリント制度等の国際的なルールづくりに積極的に関与するとともに、平成 21 年度から試行的な導入実験を開始する。環境に配慮した事業活動や、S R I²²ファンドの拡大など金融のグリーン化を推進する。
- ・エコポイントやカーボンオフセット等による国民の環境行動を拡大する。
- ・低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れる。
- ・地球温暖化対策及び豊かなライフスタイルの実現のため、サマータイム制度の導入を目指す。
- ・7 月 7 日を「クールアース・デー」とし、低炭素社会へ向け国民運動として取り組む。
- ・上記に加え、低炭素社会構築のため、自然共生社会や「もったいない」の精神に基づく循環型社会に向けた取組を国内外で統合的に推進する。

²² S R I (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資)